

敦賀港港湾BCP協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は「敦賀港港湾BCP協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は敦賀港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 通常時からの災害対応（業務継続計画の策定）の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (2) 災害時での行政機関と民間との間で交わす要請や連絡事項の情報伝達に関すること。
- (3) 災害時の官民の情報共有に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第4条 協議会は、別紙に掲げる敦賀港に関連する行政機関、団体、港運事業者、敦賀港を利用する荷主、船社等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、福井県土木部 港湾空港課、福井県嶺南振興局 敦賀港湾事務所、北陸地方整備局 敦賀港湾事務所とする。また、事務局代表は、福井県土木部 港湾空港課が務める。

(幹事会)

第6条 協議会において専門的な検討を行うため、幹事会を置く。

- (1) 事務局(幹事会)は福井県土木部港湾空港課に置く。
- (2) 幹事会は協議会から付議された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(アドバイザー)

第7条 協議会及び幹事会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることができる。

(会議の開催)

第8条 協議会は事務局（協議会）が、幹事会は事務局（幹事会）が必要に応じて招集することができる。また、事務局（協議会）又は事務局（幹事会）は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第9条 この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

付則 この規約は、平成27年10月15日より適用する。

協議会の構成

平成 27 年 10 月 15 日現在

		組織名	項目	構成員
関係 団体 ・ 企業	1	新日本海フェリー(株) 敦賀支店	所属	
			役職・氏名	支店長・寺田光徳 ^{てらだみつり}
	2	敦賀海陸運輸(株)	所属	
			役職・氏名	代表取締役社長・有馬義一 ^{ありまぎいち}
	3	近海郵船(株) 大阪支店敦賀営業所	所属	
			役職・氏名	所長・中村尊子 ^{なかむらたかこ}
	4	敦賀セメント運輸(株)	所属	
			役職・氏名	代表取締役社長・三上立人 ^{みかみたつひと}
	5	(株)上組 敦賀支店	所属	
役職・氏名			支店長・金本満 ^{かねもとみつる}	
6	日動海運(株)	所属		
		役職・氏名	代表取締役・小堀八寿雄 ^{こぼりやすお}	
7	敦賀港国際ターミナル(株)	所属		
		役職・氏名	代表取締役社長・前田洋治 ^{まえだようじ}	
8	福井県港湾建設協会	所属		
		役職・氏名	会長・関剛摩 ^{せきごうま}	
9	(一社)福井県測量設計業協会	所属		
		役職・氏名	会長・若林喜久男 ^{わかばやしきくお}	
行政 機 関	10	海上保安庁 敦賀海上保安部	所属	
			役職・氏名	港長・小倉修一 ^{こくらしゅういち}
11	敦賀市産業経済部	所属		
		役職・氏名	部長・西浦良雄 ^{にしうらよしお}	
事 務 局	12	福井県土木部 港湾空港課	所属	
			役職・氏名	課長・山内登喜夫 ^{やまうちとしまお}
	13	福井県嶺南振興局 敦賀港湾事務所	所属	
14	北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	役職・氏名	所長・吉田文一 ^{よしだのりかず}	
		役職・氏名	所長・吉田 忠 ^{よしただあし}	
オ ブ ザ ー バ ー	15	福井県安全環境部 危機対策・防災課	所属	
			役職・氏名	課長・坪川利隆 ^{つばかわとしたか}
16	敦賀市市民生活部 危機管理対策課	所属		
		役職・氏名	課長・増田一条 ^{ますだかずなが}	